

指定ユニット型介護老人福祉施設こころ 重要事項説明書

令和7年4月1日 現在

当施設は介護保険の指定を受けています
(長野県指定 2071900308)

当施設はご契約者に対して指定ユニット型介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護3」と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 運営法人概要	1
2. 施設の概要	2
3. 居室の概要	3
4. 職員の配置状況	3
5. 当こころが提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	10
7. 残置物引取人	12
8. 苦情の受付について	12

1. 運営法人概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 ちいさがた福祉会
(2) 法人所在地 長野県 東御市 常田2番地1
(3) 電話番号 0268-64-7200
(4) 代表者氏名 理事長 おおた しんpei
(5) 設立年月日 昭和61年6月5日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定ユニット型介護老人福祉施設
平成24年11月16日 指定
長野県指定 第2071900308
- (2) 施設の目的 指定ユニット型介護老人福祉施設は、介護保険法に従い契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援すると共に施設機能を活用した機能回復訓練等により在宅復帰を目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 指定ユニット型介護老人福祉施設 こころ
(4) 施設の所在地 長野県 東御市 袴津 字 砂田 1098番地1
(5) 電話番号 0268-64-0556
(6) 施設長名 総合施設長 岩佐 淳
施設長 比田井 麗香
総括主任 坂口 由香
- (7) 当施設の運営方針 介護保険法令の定めるところにより要介護の状態にある人が居宅において介護を受けることが困難であるとき、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練等を行うことにより利用者の心身機能の維持向上並びに利用者の在宅復帰への援助及び利用者の家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (8) 開設年月日 平成24年11月18日
(9) 入所定員 90名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要 (原則 全館禁煙)

当こころでは以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室となります。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個 室 (1人部屋)	90室	全室 個室
食 堂	9 室	
浴 室	9 室	機械浴槽・一般浴槽・座位式浴槽
医 務 室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備を含みます。

※ 居室の変更について…

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定いたします。

また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく居住費・施設・設備

テレビ・電気毛布など個人使用物については、3品目まで電気代 1日100円を負担していただきます。

※ 上記は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際はご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

4. 職員の配置状況

当こころでは、ご契約者に対して指定ユニット型介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	20名以上	17名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	3名以上	3名
5. 介護支援専門員	1名	1名
6. 医師	1名	必要数
7. 機能訓練指導員	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

※ 常勤換算…

職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当こころにおける常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

«主な職種の勤務体制»

職種	勤務体制	
1. 医師	毎週 木曜日	
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早朝： 7:00～16:00 9名 日中： 8:30～17:30 必要名 遅出： 13:00～22:00 9名 夜勤： 16:00～9:00 5名	
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 早朝： 7:30～16:30 1名 日中： 8:30～17:30 1名 遅出： 10:00～19:00 1名	
4. 機能訓練職員	日中： 8:30～17:30 1名	

※ 土曜日・日曜日・祭日などは、上記と異なる場合がございます。

5. 当こころが提供するサービスと利用料金

当こころでは、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当こころが提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) こころが提供する基準介護サービス（契約書 第3条 参照）

以下のサービスについて、居住費、食費を除き、通常9割が介護保険から給付されます。

« サービスの概要 »

① 居室の提供

② 食事の提供

- ・当こころでは、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・栄養ケアマネジメントを実施いたします。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して、各ユニット食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

＜食事時間＞ 朝食： 7:30 ～ 9:30 (8:00)

　　昼食： 12:00 ～ 14:00 (12:00)

　　夕食： 18:00 ～ 20:00 (18:00)

③ 入浴

- ・入浴または身体清拭を週2回行います。
- ・身体機能の低下した方でも、機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練担当者により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他、自立への支援

- ・身体機能の低下を防ぐため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

※ 情報開示について…

当事業所は、ご本人並びにご家族の求めに従って、ご本人に関する情報（利用者記録・サービス提供記録・その他）を開示しております。遠慮なくお尋ね下さい。

但し、ご本人あるいは代理人でない方からのご請求につきましては、当事業所の書面によりご本人あるいはご家族からのご了解を得てからの情報提供になります。

あらかじめ、ご承知下さい。

« サービス利用料金（1日あたり） » (契約書 第5条 参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。また、食事・居住に掛る負担額は被保険段階によってことなります。

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払いと言う）。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

居室と食事に掛る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担額となります。

【 ユニット型介護老人福祉施設こころ 料金表 】

*ご契約者の要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1.サービス利用料金	6,700 円	7,400 円	8,150 円	8,860 円	9,550 円
2.うち、介護保険から給付される 金額 (一割負担の方)	6,030 円	6,660 円	7,335 円	7,974 円	8,595 円
3.サービス利用に係る自己負担 額 (1-2) (一割負担の方)	670 円	740 円	815 円	886 円	955 円
4.日常生活継続支援加算			46 円		
5.栄養マネジメント強化加算			11 円		
6.看護体制加算 I			4 円		
7.看護体制加算 II			8 円		
8.夜勤職員配置加算			18 円		
9.口腔衛生管理加算		I : 90 円	II : 110 円		
10.個別機能訓練加算		I : 12 円	II : 20 円	III : 20 円	
11.配置医師緊急時対応加算		日中 325 円 早朝・夜間 650 円 深夜 1,300 円			
12.協力医療機関連携加算		100 円 (令和 7 年度からは 50 円)			
13.認知症チームケア推進加算		I : 150 円	II : 120 円		
14.生産性向上推進体制加算		I : 100 円	II : 10 円		
15.介護職員等処遇改善加算(I)		上記、単価の総数の 14% に相当する単位			
16.介護職員等処遇改善加算(II)		上記、単価の総数の 13.6% に相当する単位			
17.介護職員等処遇改善加算(III)		上記、単価の総数の 11.3% に相当する単位			
18.介護職員等処遇改善加算(IV)		上記、単価の総数の 9% に相当する単位			
◎ 食事に係る負担額:					
被保険第 1 段階(生保等)		300 円			
被保険第 2 段階(年収 80 万以下)		390 円			
被保険第 3 段階 (1) (住民税非課税世帯+80~120 万円以下)		650 円			
被保険第 3 段階 (2) (住民税非課税世帯+120 万円以上)		1,360 円			
被保険第 4 段階(上記以外)		1,445 円			
◎ 居住に係る自己負担額:					
被保険第 1 段階(生保等)		880 円			
被保険第 2 段階(年収 80 万以下)		880 円			
被保険第 3 段階(住民税非課税世帯)		1,370 円			
被保険第 4 段階(上記以外)		2,066 円			

一定以上の所得がある方は、介護保険自己負担額が2～3割（割合証による）となる場合があります。

ご契約者が、6日以内の入院または外泊をされた分のお支払いいただく利用料金は、下記のとおりです。（契約書 第18条・第21条 参照）

（ 1日あたり ）

1. サービス利用料金	2,460 円
2. うち介護保険から給付される金額	2,214 円
3. 自己負担額(1-2)	246 円

【 その他介護保険の給付の対象となるサービス加算（契約書 第5条 参照）】

	加 算	加算条件	介護給付額 100%	内自己負担額 10% (保険額 単位)
1	初期加算	利用者が新規に入所及び 1箇月以上の入院後再び入所した場合、30日間加算	1 日 300 円	1 日 30 円
2	入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊の場合6日を限度として加算。 (但し、入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)	1 日 2,460 円	1 日 246 円
3	経口移行加算	経管により食事を摂取する利用者が、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合。(180日を限度)	1 日 280 円	1 日 28 円
4	経口維持加算Ⅰ	摂食障害や誤嚥を有する者に対して、他職種共同により栄養管理を行う場合	1 月 4,000 円	1 月 400 円
5	経口維持加算Ⅱ	上記、他職種共同に医師・歯科医師等が、会議等に加わった場合に、上記に加えて算定	1 月 1,000 円	1 月 100 円
6	療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合(1日3食:1食を1回)	1 回 60 円	1 回 6 円
7	在宅・入所相互利用加算	要介護3以上の方で3ヶ月を限度に同一のお部屋と在宅を計画的に相互に利用された場合	1 日 400 円	1 日 40 円
8	退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の医療機関に対して栄養管理に関する情報を提供した場合	1 回 700 円	1 回 70 円

9	退所時情報提供加算	医療機関に対し入居者を紹介する際、入居者の同意を得て、情報を提供した場合	1回 2,500円	1回 250円
10	特別通院送迎加算	透析の送迎を行った場合（1月に12回以上）	1回 5,940円	1回 594円
11	協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を提起的に開催していること。	1月 500円	1月 50円
12	高齢者施設等感染症対策向上加算（Ⅰ）	協力医療機関等との新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染向上加算に係る届出を行った医療機関または地域の医師会が定期的に行う院内感染症対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。	1月 100円	1月 10円
13	新興感染症等施設療養費	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を上限として算定する。	1日 円 2,400	1日 240円

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書 第4・5条 参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります

« 食費・居住費（1日あたり） »

居室に係る自己負担額：1日 2,066円

食事に係る自己負担額：1日 1,445円

« サービスの概要と利用料金 »

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費に係る費用。

実費相当額の範囲内にてご負担頂きます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当り)のご負担と

なります。

②居住に要する費用(光熱水費及び室料(建物設備等の減価償却費等))

当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室ご利用の方には光熱水費相当額、従来型準個室ご利用の方には光熱水費相当額及び室料(建物設備等の減価償却費等)を、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額(1日当り)のご負担となります。

*外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合は、第1～第3段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金が発生します。

③特別な食事

ご契約者の希望に基づき特別な食事を提供した場合、要した費用に相当する実費を負担頂きます。

④遠方移送に係る交通費について

東御市外の病院へ、入居者の希望のための移送を行う場合の交通費として以下の通り実費相当額をご負担頂きます。

施設～病院までの往復距離 × 100 円

⑤理髪・美容サービス

2か月に1回、理容師・美容師による出張理髪サービスをご利用頂けます。

利用料金：1回あたり 2,000 円

⑥貴重品の管理

・原則として、貴重品管理は行いませんのでご契約者に係る現金及び資産に関する一切の財産管理は、ご契約者本人又は契約代理者にて行って下さい。

⑦レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加して頂けます。

- ・利用料金：その都度必要とされた、材料代等の実費を頂きます。
- ・その他詳細については、別紙の事業計画書を参考にして下さい。

⑧複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担頂きます。

⑨通信費

請求書等をご家族へ送付する際の切手代金等実費相当分をご負担頂きます。

⑩日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担頂くことが適当であるものに係る費用を負担頂きます。

- ・個人で使用されるティッシュペーパーは原則ご本人・ご家族にご用意頂きます。施設側で用意する場合には、購入費用を負担頂きます。尚、他の入居者の方と共有するティッシュは、施設側で用意いたします。
- ・テレビ、電気毛布等個人で使用する電気器具を使用される場合、電気代日額100円をご負担頂きます。
- 尚、4品目以上等、さらに多く電化製品を使用される場合はご相談下さい。
- ・その他、私的理屈での書類送付等に係る実費相当額について自費負担頂きます。

※おむつ代は、介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑪契約書第19条に定める所定の料金

ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から実際に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金は以下の通りです。

その他、居住にかかる費用相当分が別途算定されます。

(新規契約者)

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料 金	1,000 円	1,500 円	2,000 円	2,500 円	3,000 円

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書 第5条 参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ① 金融機関口座からの自動引き落とし (施設指定の金融機関のみとなります。)
- ② 施設指定の口座振込みでのお支払い (指定口座へのお振込みをお願いします。)

各手数料のご負担をお願いします

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、下記の主治医療機関にて診療・治療・入院療養などを行って頂きます。

また、主治医の判断により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。)

① 主治医療機関

医療機関の名称	東御記念セントラルクリニック
所 在 地	長野県 東御市 県 165-1
診 療 科 目	内科、外科、胃腸科、消化器科、肛門科等

② 協力 医療機関

医療機関の名称	東御市民病院
所 在 地	長野県 東御市 鞍掛 198
診 療 科 目	内科、外科等

ほか、浅間南麓こもろ医療センター(小諸市)・小林脳外科(上田市)など、主治医診療により協力を依頼することがあります。

③ 協力 歯科医療機関

医療機関の名称	高見沢歯科医院
所 在 地	長野県 上田市生田 5055-1
診 療 科 目	歯科

6. 当施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。

従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書 第13条 参照）

- ① 要介護認定により、ご契約者的心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は、以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は、以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払が2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連續して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書 第18条 参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

①検査入院等、短期入院の場合

1カ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院期間中であっても、1日あたり246円の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。
但し、入院時に予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

※ 入院期間中の利用料金

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただきます。（入院・外泊時加算）

但し、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

（3）円滑な退所のための援助（契約書 第17条 参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に對して速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書 第20条 参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。

又、引き渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書 第22条 参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口（担当者） 比田井 麗香（管理者）

坂口 由香（総括主任）

ほか、施設サービス計画作成担当者（各担当施設ケアマネ）もお話を伺います。

② 受付時間 : 毎週月曜日～金曜日 午前8:30～午後17:30

又、苦情受け付けボックスをこころ館内に設置しています。

【 行政機関・その他苦情受付機関 】

東御市介護保険担当課	電話番号 0268-75-5090
国民健康保険団体連合会	電話番号 026-238-1580
その他各市町村介護保険担当課	各電話番号 上田市 22-4100 (丸子地区 42-3100 真田地区 72-2200 武石地区 85-2119) 長和町 68-3494 青木村 49-1110
長野県福祉サービス適正化委員会	電話番号 0120-28-7109
ちいさがた福祉会第三者委員	吉澤 健二 電話番号 0268-67-2678

9. 第三者評価の受審状況について

介護老人福祉施設こころでは、第三者評価からの受審について 月 日 現在受審して（ あります ・ おりません ）

受審している場合の状況は、以下の通りです。

① 直近実施日 : 年 月 日

② 評価機関の名称 : _____

③ 評価結果の開示状況 : 開示状況 あり ・ なし

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定ユニット型介護老人福祉施設 こころ

説明者 担当職員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所 _____

氏名 _____ 印

契約者代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏名 _____ 印

別紙 1

« 行事 »

主なレクリエーション行事予定

1月	1日 新年	おせち料理を中心とした昼食会を行い、新年を祝います。
	中旬 どんど焼き	まゆ玉を作り、どんど焼きをします。
	下旬 新年のお祝い	おやつ会などを行います。
2月	3日 節分	年男・年女になられる利用者を中心とし、施設内で豆まきを行います。
4月	中旬 お花見	施設の車にて近くの名所へ出向き、その場を散策します。
5月	端午の節句	季節の行事をおこないます。
7月	上旬 七夕会	七夕の飾りつけをおこないます。
7月	夕涼み会	夕食の会食等を行います。屋台形式を取り、個々に選んでいただけます。
9月	敬老会	午前中に式典を行い、喜寿・米寿・白寿・長寿を迎える方々のお祝いをし、会食会をします。午後には、利用者の意見・希望に添って催し物をします。
10月	上旬 萩津小学校 運動会見学	散歩しながら小学校へ行き、運動会の見学と生徒の交流をします。
	上旬 東部中学校 学芸発表会見学	施設の車にて中学校へ行き中学生福祉委員の皆さんとの案内で校内を見学し、その後全校生徒との交流があります。
11月	上旬 東部町文化 フェスティバル	施設の車にて東部中央公民館へ行き、地域の方々の作品の他、当施設からの出展品を見学します。
	焼き芋大会	焼き芋を召し上がっていただきます。
12月	下旬 クリスマス会 忘年会	利用者の意見・希望に添って催し物をします。会食を行います。

その他の活動

月1回	下旬 誕生日会	その月に誕生日を迎える利用者をユニットで祝います。
	音楽療法の来所	音楽療法士が来所し、演奏や歌を行います。

上記の他、隨時保育園・小中学校の子供達との交流会があります。

また、施設内では、各学校・養成校からの学生・施設実習生を受け入れている場合があります。

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨造 3階建
 (2) 建物の延べ床面積 5, 649. 96m²
 (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

【短期入所生活介護】	平成24年11月16日	指定	定員10名
共生型短期入所	令和3年4月1日	開始	〃
【通所介護】	平成24年11月16日	指定	定員35名
	令和3年6月1日	変更	定員30名

(4) 施設の周辺環境*

鳥帽子山麓の南面に位置し、遠く南に立科山、美ヶ原高原を一望し、春になると隣接の川沿いにはさくらが豪快に咲き、りんごの香りただよう地域となっております。近くに小学校、保育園があり交流を行ってまいります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- (1) 介護職員 ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
 3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。
- (2) 生活相談員 ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
 1名の生活相談員を配置しています。
- (3) 看護職員 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
 3名の看護職員を配置しています。
- (4) 機能訓練指導員 ご契約者の機能訓練を担当します。
 1名の機能訓練指導員を配置しています。
- (5) 介護支援専門員 ご契約者にかかる施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
 生活相談員が兼ねる場合もあります。
- (6) 医師 ご契約者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。
 1名以上の医師を配置しています。

※ 人数は常勤換算に基づきます。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所時作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

(契約書 第2条 参照)

① 当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③ 施設サービス計画は、6か月（※要介護認定有効期間）に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の60日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
又、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ① ペット等他の利用者に迷惑がかかるもの。
- ② 酒類、危険物 など。
- ③ 食べ物類については、生ものや硬い物、もち類などはご相談ください。

（2）面会

- ① 面会時間 9時00分～18時00分

上記以外の時間につきましては、都度ご相談下さい。来訪者は、必ずその都度職員にお声掛け下さい。また、来訪された際には事務所にて備えの面会者記録簿へのご記入をお願いしております。（冬期等は面会制限・謝絶の対応をさせて頂く場合がございます。）

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。但し、外泊については最長6日間とさせて頂きます。（詳細は「契約書」にて）

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事にかかる自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書 第9条参照）

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

原則、館内は全館禁煙です。喫煙を希望される場合には、職員までお申し出いただき、野外での喫煙となります。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失があると認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 同性介助の有無、介助時のご希望について

ここでは男性・女性の介護職が業務に従事しています。

日常的に性別の区別無く、入居者・利用者の方への身体介護を提供させて頂いております。入所時などに、同性介助へのご希望の有無などについてご確認させて頂きますが、夜勤時間帯など勤務都合により、必ずしもご希望に添えない場合もございますので、予めご承知下さい。

以上